

川崎市八ヶ岳少年自然の家の利用料金の減額免除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市少年自然の家条例（昭和52年川崎市条例第16号）及び川崎市少年自然の家条例施行規則（昭和52年川崎市教育委員会規則第18号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、川崎市少年自然の家の減額免除（以下「減免」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(減免の取り扱い)

第2条 施行規則第13条第2項の規定に基づき指定管理者が利用料金を減免する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する市内の児童福祉施設が行う活動に参加する者及びその引率者 全額
- (2) 市内在住の障がい児者及びその引率者 全額
- (3) 市外在住の障がい児者及びその引率者
5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (4) 市内の高等学校が行う教育活動で利用するとき
5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (5) 市内の社会教育関係団体で市区支部の機関が行う事業
5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (6) 市が構成員となっている協議会等が行う事業
5割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）
- (7) 富士見町が川崎市と交流及び連携を図ることを目的として利用する場合には、前各号と同様の減免の取り扱いを行うものとする。

(その他)

第3条 こども未来局長は、第2条の規定によるほか、減免について特に必要がある場合は、別にこれを決定する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。